

住民監査請求書

宮崎県監査委員 殿

平成 24 年 月 日

請求の要旨

- 1 宮崎県知事は、平成 23 年 4 月 1 日、財団法人宮崎県公衆衛生センターとの間で、犬の捕獲抑留業務等補助事業に関して、委託契約書を締結し、その契約に基づき、平成 23 年 4 月に金 1320 万 5182 円、同年 6 月に金 2471 万 7602 円、同年 8 月に金 1298 万 2169 円、同年 10 月に金 1287 万 0661 円、同年 12 月に金 2611 万 0634 円、平成 24 年 2 月に金 2695 万 3519 円を支出したが、この支出は法令上の根拠を欠く違法な支出であり、上記契約も違法無効であるから、監査委員は、知事等に対して、県に対して返還等の必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。
- 2 宮崎県知事は、平成 24 年 4 月 1 日、上記 1 記載の契約と同様の契約を締結し、その契約に基づき、金銭の支出を行うことを予定しているが、上記 1 と同様、この契約は違法無効であり、この支出は法令上の根拠を欠く違法な支出であるから、知事等に対して、その支出を差し止めるよう勧告することを求める。
- 3 宮崎県知事は、別紙一覧表記載の通り、平成 23 年 4 月以降、中央動物保護管理所、日向動物保護管理所、都城動物保護管理所の各動物保護管理所に関して、それぞれ、炭酸ガスの購入代金、重油の購入代金、焼却灰の処理代金、をそれぞれ支出したが、これらの支出は、法令上の根拠を欠く違法な支出であるから、監査委員は、知事等に対して、県に対して返還等の必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。
- 4 宮崎県知事は、平成 24 年 4 月以降、中央動物保護管理所、日向動物保護管理所、都城動物保護管理所の各動物保護管理所に関して、それぞれ、炭酸ガスの購入代金、重油の購入代金、焼却灰の処理代金、をそれぞれ支出する予定としているが、これらの支出は、法令上の根拠を欠く違法な支出であるから、監査委員は、知事等に対して、その支出を差し止めるよう勧告することを求める。

請求の理由

I 本件で問題となる支出の内容

第 1 犬の捕獲抑留業務等補助業務に関する委託契約について

- 1 宮崎県は、毎年、「犬の捕獲抑留業務等補助業務」の委託契約を、財団法人宮崎県公衆衛生センターとの間で締結し、その契約に基づき、1億円余の公金を支出している。この金額は、平成 22 年度は合計金 1 億 2211 万 5729 円、平成 23 年度は合計金 1 億 1683 万 9767 円であった。
- 2 この契約は、表題こそ「犬の捕獲抑留業務」となっているものの、その契約に基づいて行われる業務は、殆ど、処分犬の処分及び焼却業務、ねこの引取、処分及び焼却業務（委託契約書第 1 条 6 号、7 号）に尽きる。

従って、この契約の内実は、犬やねこの殺処分、殺害後の焼却処分であるといえることができる。
- 3 そして、犬やねこの殺処分は、後述するとおり、法令上の根拠を欠いており、その方法自体も残虐な方法で行われているのであり、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」という）第 44 条 1 項に規定される、「愛護動物をみだりに殺す」行為に該当する犯罪行為を構成する。従って、その犯罪行為を行うために公金を支出する行為は、同犯罪の幫助犯を構成する犯罪行為であると同時に、そのための契約もまた、公序良俗に違反するから、民法 90 条の規定により違法無効となる。
- 4 従って、この契約に基づいて支出された金員は違法な支出であるから県に返還されるべきであり、未だに支出されていない金員は、その支出が差し止められるべきである。

第 2 炭酸ガス、重油の購入、焼却灰処分費用の支出について

- 1 各動物保護管理所において購入した炭酸ガスは、犬やねこの殺処分を執行するために使用されるものである。重油は、殺害された犬やねこの死体を焼却するために使用されるものである。そして、焼却灰の処分費用とは、犬やねこの死体を焼却した後の焼却灰の処分費用ということである。
- 2 以上の炭酸ガス、重油の購入代金及び焼却灰の処分費用は、上述のとおり違法な殺処分を行うための必要経費として支出されたものである。
- 3 従って、これらの購入代金及び処分費用として支出された金員は、違法な支出であるから県に返還されるべきであり、未だに支出されていない金員は、その支出が差し止められるべきである。

II 愛護動物の殺処分の違法性

第 1 はじめに

わが国では、都道府県（及び政令指定都市、中核市）において、愛護動物の殺処分が何の疑問も持たれることなく、日常的に行われている。茨城県においてもそれは例外ではない。しかし、その殺処分には法的な根拠

はない。寧ろ、何の法的根拠もなしに行われる殺処分は、違法であるという外はない。また、現在漫然と行われている殺処分の実態は、動物愛護法によって罰則を以て禁じられている「みだりに殺す」という犯罪行為であるというべきである。さらに、仮に万が一殺処分に適法性があったとしても、現在行われている殺処分の方法は動物に対して著しい苦痛を与える方法であり、違法である。

以下、具体的に述べる。

第2 愛護動物の殺害の原則禁止

1 動物愛護法の規定

(1) 愛護動物に関する取扱の基本を定めた法律が、「動物の愛護及び監理に関する法律」（以下「動物愛護法」という）である。この法律は、平成 11 年法律第 221 号を以て、従来の「動物の保護及び管理に関する法律」を改正したものである。

(2) 動物愛護法は、その第 2 条において、「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、または苦しめることのないようにするのみでなく ……」と規定している。また、同法第 44 条は、愛護動物（これが何かについては、同法第 4 条第 4 項に規定があるが、犬や猫はこれに含まれる）をみだりに殺すなどの行為に対して刑事罰を設けて、これを禁止している。

動物愛護法 2 条は、「何人も」とされているから、都道府県の担当者もこの規定に拘束されることは言うまでもない。

それでは、「動物をみだりに殺す」とは何か、が問題となる。

2 動物を「みだりに殺す」とは何か

一般に「みだりに」とは、「正当な理由なく」という意味と解される。

それでは、「正当な理由」とは何か。この点、「正当」といえるためには、次のような要件を満たすことが必要である。即ち、①殺害できる場合が法律で定められていること、②その法定の要件が合理的であること、③殺害方法が合理的であること、④必要な手続を履践していること、の 4 つの要件を満たす必要がある。

第一の要件は、動物愛護法第 2 条にも定められるように、動物は生命あるものであり、その生命は人間の生命と同質のものである以上、それを奪うことができる場合というのは、予め厳格に法律で定める必要があると考えられることに基づく。

第二、第三の要件は、動物の生命を奪うことができる場合が法定されていればそれでよいというわけではなく、殺害できる場合及び殺害方法の両方について、その内容が合理的であることを要するということである。尊い生命を奪うことができるという場合を規定するのであるから、当然のことである。

第四の要件は、予め定められた必要な手続（これも適正な手続でなけ

ればならないことは勿論である)を履践しなければならないということである。このこともまた、尊い生命を奪うのであるから、当然のことである。

以上のような要件を満たさない動物の殺害は、「みだりに」殺害したものであるべきである。そして、現在わが国において行われている愛護動物の殺処分は、上記の要件を満たしていない、違法な殺害行為であるという外はない。

第3 殺処分に関する根拠法令はない

1 動物愛護法

- (1) 動物愛護法の第5章「雑則」の中に第40条(動物を殺す場合の方法)という規定がある(この条文は、旧法第10条に該当する)。そこには、次のように書かれている。

「第40条第1項 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。」

第2項 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関して必要な事項を定めることができる。」

上記の規定は、動物を殺さなければならない場合についての殺害方法について、抽象的な規定を置くものであるが、「動物を殺さなければならない場合」とはどのような場合をいうのかについては、全く触れていない。

- (2)

また、動物愛護法の第4章「都道府県等の措置等」という章の中に、第35条(犬及びねこの引取り)という条文があり、その中に次の規定がある(この条文は、旧法第7条に該当する)。

「第35条第1項 都道府県等(都道府県及び指定都市、地方自治法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という)その他政令で定める市(特別区を含む。以下同じ)は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事等(都道府県等の長をいう。以下同じ)は、その犬及びねこを引き取るべき場所を指定することができる。」

第2項 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

.....

第4項 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。

第5項 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第1

項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し、必要な事項を定めることができる。」

なお、動物愛護法第 35 条第 5 項は、旧法では、「内閣総理大臣は…」となっていた。

上記の規定は、所有者から犬又は猫の引取りを求められた場合の都道府県の引き取り義務を定めたものであるが、引取った後の措置については、全く定めがない。

(3)

動物愛護法を受けて制定された動物愛護法施行令（政令）、動物愛護法施行規則（省令）はあるが、やはり、動物を殺す場合についての規定は全くない。

(4)

以上に見てきたように、動物愛護法は、動物を殺さなければならない場合に殺す方法についての規定（法律自体には定めがなく、環境大臣に委任されているが）はあるが、どのような場合に「殺さなければならない」という規定を欠いている。

なお、この環境大臣への委任については、後述する。

2 狂犬病予防法

(1)

狂犬病予防法は、「狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る」ことを目的として制定された法律である（1条）。この法律は、犬の他、「猫その他の動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及びあひる……であって、狂犬病を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるもの）に適用があるとされており（2条 1項 2号）、この規定を受けて、狂犬病予防法施行令 1条は、「**狂犬病予防法……第二条第一項第二号**の政令で定める動物は、猫、あらいぐま、きつね及びスカンクとする」と規定している。

(2)

狂犬病予防法 11 条は、「第 9 条第 1 項の規定により隔離された犬等は、予防員の許可を受けなければこれを殺してはならない」と規定している。同法 9 条 1 項の規定は、「前条第 1 項の犬等を診断した獣医師又はその所有者は、直ちに、その犬等を隔離しなければならない。ただし、人命に危険があつて緊急やむを得ないときは、殺すことを妨げない」というものであり、そこで言う「前条第 1 項の犬等」とは、「狂犬病にかかった犬等若しくは狂犬病にかかった疑いのある犬等又はこれらの犬等にかまれた犬等」ということである（8条 1項）。

また、同法 18 条の 2 第 1 項は、「都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要がある場合において、前条第 1 項の規定による抑留を行うについて著しく困難な事情があると認めると

きは、区域及び期間を定めて、予防員をして第 10 条の規定によるけい留の命令が発せられているにもかかわらずけい留されていない犬を薬殺させることができる。この場合において、都道府県知事は、人又は他の家畜に被害を及ぼさないように、当該区域内及びその近傍の住民に対して、けい留されていない犬を薬殺する旨を周知させなければならない」という規定をしている。

(3)

以上のように、狂犬病予防法においては、一定の場合に犬や猫等を殺害することを認めているが、殺害することができる場合が限定されており、その手続についても規定されている。但し、この法律にも、どのような場合に予防員が殺害の許可をすることができるのかについて具体的な基準の定めがない等の不備がある。

しかし、この法律は、犬や猫を殺害することができる場合を極めて限定して規定しており、現在わが国の各地で行われている愛護動物の殺処分の根拠となるものではない。

3 犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置 (平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 26 号)

(1)

既に述べたように、動物愛護法第 35 条第 5 項は、環境大臣は、同条第 1 項の規定による引取を求められた場合の措置に関して必要な事項を定めることができるとしている。そして、「犬及び猫の引取並びに負傷動物等の収容に関する措置 (平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 26 号)」という環境省告示があるが、これは、動物愛護法第 35 条第 1 項及び第 2 号の規定による犬又はねこの引取り並びに 36 条第 2 項の規定による疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物及び動物の死体の収容に関する措置を定めたものであるとされている (同告示前文)。

なお、この告示は、昭和 50 年 4 月 5 日内閣総理大臣決定による「犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領」を改正したものと見られる。

(2)

この「措置」という告示には、「第 4 処分」という項目があり、そこには、「保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者又は動物を教育、試験研究用若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者への譲渡し及び殺処分とする」とある。なお、この「処分」については、特に猫の場合における、「避妊・去勢をした上でのリリース」が含まれていないという問題点がある。また、実験動物としての払い下げが堂々と記載されている点は、731部隊を設置し、それについて何らの検証も反省もしていない国家の面目躍如というところであろう。

(3)

一読すれば明らかなように、この「措置」に定められた「処分」は、殺処分だけに限られない。従って、この措置では、処分＝殺処分ではないことが明らかである。そして、この「措置」においても、どのような場合に殺処分とすべきかという規定はない。

(4)

寧ろ、この「措置」の「第3 保管、返還及び譲渡し」という項目では、動物についてできる限り生存の機会を与えるよう努めること、保管の期間はできる限り保管動物の所有者や飼養を希望する者等の便宜を考慮して定めるように努めること、などという規定がなされている。従って、この措置全体の趣旨は、簡単に動物を殺すことは想定されていないものといえる。

(5)

ところで、この「措置」の「第3」の第3項には、「所有者がいないと推測される保管動物、所有者から引取りを求められた保管動物及び所有者が発見できない保管動物について、家庭動物又は展示動物としての適性を評価し、適性があると認められるものについては、その飼養を希望する者を募集する等により、できるだけ生存の機会を与えるよう努めること」という規定がある。

この規定は、「家庭動物又は展示動物としての適性」がないと認められる動物は殺してもいい、「適性」がある動物であっても場合によっては殺してもいい、という意味にも取れるのであり、殺処分が許される場合を規定しているようにも見える。

しかし、この規定には、次のような問題点がある。即ち、第一に、この規定は、殺処分ができる場合を明文で定めたものではないから、「適性」の有無が殺処分の可否の基準であるとは必ずしも定めた規定ではない。第二に、この規定は、結局は、「適性」の有無に拘わらず、殺処分をすることができるということを述べているのであり、殺処分ができる場合を明確に定めたものとはいえない。第三に、仮にこの規定が殺処分をすることができる場合を定めたものだとしても、「適性」というような不明確で且つ恣意の入りやすい基準は、命のある存在である愛護動物の命を奪える基準として妥当性を欠いている。第四に、愛護動物の命を奪える場合を、告示のような著しく下位の法令で定めること自体に問題がある。

以上のような点からいえば、この規定は、殺処分をすることができる場合を定めた根拠法令であるとはいえない。なお、補足的に述べれば、現実に行われている殺処分の実態は、「適性」の有無の判断などは殆ど行われることはなく、次から次へと動物たちは無残に殺害されているのである。

4 動物の殺処分方法に関する指針（平成 19年 11月 12日環境省

告示第 105号)

(1)

また、「動物の殺処分方法に関する指針」という環境省告示がある。この「指針」は、動物愛護法 40 条 2 項の規定を受けて、環境大臣が定めたものである。

この「指針」は、もともと、平成 7 年 7 月 4 日総理府告示「動物の処分に関する指針」として制定され、その後の平成 12 年 12 月 1 日環境省告示第 59 号による改正等を経て、平成 19 年 11 月 12 日環境省告示第 105 号により、上記の名称となったものである。

(2)

内容も、従前は「動物を処分しなければならない場合にあっては...」というような言い方がなされていた。この「指針」の内容は、専ら殺処分の方法について規定するものであったため、処分＝殺処分ということになっていた。しかし、改正により、この「指針」は飽くまでも殺処分を行う場合を規定するものであることが明確にされた。従って、この指針からも、処分＝殺処分ではなく、殺処分は処分の一つの形態に過ぎないことが明らかである。

(3)

また、この「指針」においても、殺処分はどのような場合に行うことができるのかということについては全く規定がない。

5 都道府県等の条例

(1)

動物愛護法第 9 条に「地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導その他必要な措置を講ずることができる」、という規定がある。

条例で動物を殺害する場合を規定できるのかという点、仮に条例が動物愛護法の委任を受けていると考えたとしても同法 9 条の上記規定が抽象的すぎるために、委任条項として有効かという点等に問題がある。そのようなことを念頭に置いた上で、一応、条例が殺処分の根拠となり得るかどうかという点を考えてみる。

(2)

宮崎県には、動物愛護に関連する条例として、「宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例」（平成 13 年 12 月 25 日宮崎県条例第 51 号 ）、 「宮崎県犬取締条例」（昭和 47 年 3 月 31 日条例第 18 号 ）がある。

(3)

まず、宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例には、動物の処分内視察処分に関する条文は全くない。

(4)

次に、宮崎県犬取締条例は、犬に関してのみ規定された条例である。同条例第 8 条に、「野犬等の抑留等」という規定が設けられている。その第 1 項に、知事は指定職員に繋留されていない飼い犬及び野犬を捕獲・抑留させることができるという規定があり、第 5 項、6 項で、抑留した犬で飼育者の知れているものについては飼育者に引き取るべき旨を通知し、飼育者の知れていないものについては、その旨を 2 日間公示することとし、飼育者がその通知を受け取った日の翌日、又は飼育者がいない場合の公示期間満了の日の翌日までに、飼育者が引き取らなかつたり、引取手が現れないときは、知事は、これを「処分することができる」、と規定している。

但し、この条例には「処分」の定義は書かれていない。そして、上記条例の規定は、「処分」であり、「殺処分」とは書かれていない。従って、この条例の規定は、犬を殺処分する場合の根拠とはなり得ない。

また、この規定は、繋留されていない犬や野犬に関する規定であり飼い主が「飼えなくなった」と言って持参した犬等についての処分に関しては、何らの規定もない、ということになる。猫の処分については全く規定がない。

(5)

また、同条例第 11 条に、「野犬等の捕獲及び薬殺」という規定が設けられており、その第 1 項には、「知事は、第 8 条第 1 項の抑留によっては野犬等による人の身体、財産等に対する危害を防止することが著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、薬物を使用して野犬等を捕獲し、又は薬殺することができる」という規定がある。同条第 2 項、第 4 項は薬物を使用する場合の周知に関する規定、第 3 項は薬殺された犬の取扱に関する規定である。

(6)

以上の外に、宮崎県には、愛護動物の処分ないし殺害に関して定めた条例はない。従って、宮崎県が、飼い主が持参した犬や、ねこについて殺処分を行うことについては、条例上の根拠はないというべきである。

6 まとめ

(1)

国の法律には、極めて限定された場合を除けば、どのような場合に動物の殺害をすることができるのか、どのような場合に殺処分をすることができるのかという要件や手続を定めたものはない。また、法律の規定を受けた下位規範である政令や省令、告示等においても同様である。国の法令上、わが国において日常的に行われている愛護動物の殺処分に関する根拠法令はないものというべきである。

(2)

一方、動物愛護法においては、愛護動物をみだりに殺すことは刑事罰を以て禁じている。従って、愛護動物を、根拠法令も基準もなしに漫然と殺処分にするのは、「みだりに殺す」ことに該当する違法性の高い行為であると言わねばならない。

(3)

また、宮崎県の条例においても、限定された場合を除けば、動物の殺処分をどのような場合に行ってもよいのかという規定はない。宮崎県においては、条例もまた、殺処分の根拠とはなり得ない。

第4 現在行われている殺処分に合理的な理由はない

1 はじめに

第2、2において、動物を「みだりに殺す」とは、「正当な理由なく殺す」という意味に解されると述べた。そして、「正当な理由」があるといえるためには、①殺害できる場合が法律で定められていること、②その法定の要件が合理的であること、③殺害方法が合理的であること、④必要な手続を履践していること、の4つの要件を満たす必要がある、と述べた。

第3では、わが国では上記の①の要件がそもそも備わっていない（しかも、法律だけではなく、それよりも下位規範においても殺害できる場合の定めがない）ということ述べた。①の法定の要件がない以上は次の②の要件について述べる必要はないのであるが、現実に行われている殺処分の実態は、合理的な理由など全くなしに漫然と行われているので、その点について指摘しておく。

2 殺処分を正当化する合理的な理由とは

殺処分が正当化されるための合理的な理由とは、どのような内容でなければならないか。それは、次のようにいくつかの場合に限られるものと解される。

第一に、前記の狂犬病予防法 11条に規定される場合のように、人間や他の動物等の生命・身体等に危険が及ぼされるおそれがある場合である。

第二に、治療を加えても生存することができず、又は治療することが却って苦痛を与える結果になる場合等、死期を早めることが適当であると判断される場合である（前記の昭和 50年 4月 5日内閣総理大臣決定による「犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領」中にはこのような規定があった）。

第三に、どのような場合であっても、殺処分以外の他の方法が考えられないということが必要である。

なお、前記の平成 18年 1月 20日環境省告示第 26号に定められているような「家庭動物又は展示動物としての適性」というような基準は、合理性はなく、殺処分を許容する基準とはなり得ない。「適性」という言

葉は不明確であり、判断者の恣意が入りやすいし、捕獲ないし収容されたばかりの状態では「適性」の判断を適正に行うことは到底できないし、時間をかけて信頼関係を築くことも可能な場合も多いからである。また、「適性」がなくても、公設シェルターで終生飼育するという選択肢も考え得るし、猫の場合は、「避妊・去勢をした上でのリリース」という選択肢も考え得るのである。

3 現在行われている殺処分の実態

現在行われている殺処分の実態は、上記のような合理的な理由が要求されることなく、漫然と行われている。

合理的な理由のない殺処分は、「みだりに殺す」行為に他ならず、犯罪行為を構成する違法な行為であるという他はない。

第5 殺処分方法の違法性

1 はじめに

既に述べたように、動物愛護法 40 条 1 項は、「動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない」と規定している。

現在行われている愛護動物の殺処分は、動物に対して非常な苦痛を与える方法であり、この観点からしても、動物愛護法に違反する違法な方法である。

2 現在の殺処分の方法

(1)

現在茨城県を始め、多くの都道府県や政令指定都市において行われている殺処分の方法は、狭いガス室に閉じ込めて、二酸化炭素を注入して窒息死させるという方法である。

この方法を用いた場合、動物たちは、5～20 分程度の時間、著しい苦悶を味わいつつ、絶命する。

そればかりではなく、動物たちは、殺処分に至るまでの間、不安と恐怖に怯えながら過ごすのであり、ガス室に入れられる際も強制的に入れられるのであり、暴行を受けたり乱暴な取扱をされることも往々にしてあるのである。

(2)

一方、仮に動物たちの命を奪う場合であっても、食物の中に薬剤を混ぜる等の、より苦痛の少ない方法が多々ある。

3 小括

以上のように、現在行われている殺処分は、その方法という点から見ても動物愛護法に違反する違法な方法であると言わざるを得ない。

第6 まとめ

以上述べてきたところから明らかなように、現在多くの都道府県や政

令指定都市において行われている殺処分は、法的な根拠はなく、合理的な理由もなく、その方法も違法である。このような殺処分を行うこと、そのために公金を支出することは極めて違法性が高い行為である。

Ⅲ 本県で行われている犬猫の殺処分の現状

尚、本県で行なわれている犬猫の殺処分の目的は、センターの動物管理業務実績作りである事は明白である。県衛生管理課が発表している「動物保護管理所」の收容能力等は少なく見積もっても 10 倍以上の荒唐無稽な数字である事が分かっている。この様な虚偽の施設收容能力や炭酸ガス処分機の処分能力等を背景にして、宮崎県内（宮崎市も含む）では、記録が残っている昭和 56 年度から平成 22 年度までの 30 年間で犬猫の総捕獲引取頭数の 94 %に相当する 34 万 6708 頭もの到底信じられないような頭数が殺害された事になっているが、これには水増し等の手口で不正計上したものが相当数含まれている事が判明している。

こうした不正行為は事業実績を過大に報告しセンターの業務委託金を確保する為としか解する外はない。また、捕獲した犬について、明らかに飼主が「行方不明犬」として届けているにも係らず、飼主に連絡せず動物保護管理所に搬入した上、譲渡に「不適性」とし、「譲渡推進事業」施設である「ひまわりの家」に移さず、殺そうとした件が平成 23 年 12 月に高鍋保健所で発覚しているが、こうした窃盗まがいの行為がセンター業務実績作りの一環として日常的に行なわれている疑いがある。

県は、動物の殺害行為への批判に対しては「動物による危害防止や苦情処理への対応に迫られている、遺棄が絶えない」旨の弁明で封じ込めを図ってきたが、平成 19 年には船木前衛生管理課長が中央保健所から宮崎市保健所の衛生環境課長として出向していた際、職員らに引取った猫 5 匹の遺棄を指示していた事が発覚し、4 人が書類送検になるという事件を起こしている。事件当時は NPO 団体による、動物保護施設の設置要望の署名活動や市議員及び県議員が一般質問で犬猫の「殺処分」について取り上げていた最中であった。県は事件後の平成 20 年に犬猫の「譲渡推進事業」と称して、中央動物保護管理所敷地内に「犬猫の保護施設」を設置し、その運営を NPO に委託しているが、事件を起こした船木職員が衛生管理課長に就任していた平成 22 年度に県が NPO に渡した猫は、引取った猫として報告している 2070 頭のうち、僅か 3 頭であり、その 3 頭もセンターの「殺処分」実績として計上している。船木職員らは引取った猫を NPO に渡さず遺棄していたが、その後、「保護施設」が完成してからも NPO に渡さず殺し続けている。「譲渡推進事業」等でアリバイ工作の上、「引き取り手がない」などのウソで批判を逃れ、その裏では意味のない「殺処分」の強行を続ける理由は、ブラックボックスと化している「犬猫の処分焼却業務」を利用したセンター委託業務維持以外の何者でもない。

Ⅳ 結論

よって、請求の要旨記載のとおり、住民監査請求を提起する。

事 実 証 明 書

甲第1号証

委託契約書

添 付 書 類

一 甲号証

各1通

二 委任状

2通

請 求 者

別紙請求者目録記載のとおり

上記請求者代理人弁護士 坂 本 博 之

同 弁護士 松 村 孝